

## 資料 3

(平成 28 年 10 月 20 日資料)

# 住民投票制度について

## 自治基本条例に定める制度(仕組み)についての確認・検証シート

制度(仕組み)の名称	住民投票制度	担当部課	法務課
		事務事業名	法制事務事業
自治基本条例の条・見出し	第14条(住民投票)		
制度(仕組み)の検討・取組状況	<p>平成24年10月に地方自治法に基づく住民投票条例の制定を求める直接請求が提出されたこともあり、市では、自治基本条例に基づく住民投票条例の早期制定が必要であると考え、平成25年3月市議会への条例提案を目指した。</p> <p>そのため、平成24年12月に「住民投票制度の論点についての市の基本的な考え方」を明らかにし、市議会に報告するとともに、平成25年1月には条例化について、広く市民に意見募集を行った。</p> <p>その結果、様々な意見があり、より丁寧な議論が必要であると考え、市の基本的な考え方として提示していた案については、白紙に戻し、論点について市民参画による検討委員会を設置し、検討いただいた上で、条例化を進めていくこととした。</p> <p>○ H25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市住民投票条例検討委員会条例に基づく検討委員会の設置・開催(H25.8～)</li> <li>・住民投票条例の論点について「中間まとめ」を作成(H26.1)</li> <li>・「中間まとめ」についてのパブリックコメントを実施(提出件数:55件)(H26.2.1～3.2)</li> <li>・市民フォーラムの開催(参加者:約70人)(H26.2.23)</li> </ul> <p>○ H26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会を終了(～H26.9.23(計11回開催))し、検討委員会から市長へ答申(H26.10)</li> <li>・市議会に検討委員会の答申内容を報告(H26.12)</li> </ul>		
【継続:裏面】			
今後の予定	<p>住民投票は、住民が市政の重要事項について直接意思表示を行うという重要な制度であり、条例化に当たっては、検討委員会からいただいた答申内容を基に、時間をかけてしっかりと議論、検討をしなければならぬと考えている。</p> <p>今後、検討した内容について、市民の皆さんや、市議会に説明をし、意見をいただきながら、条例案の検討を進め、市議会に提案する予定である。</p>		

制度(仕組み)の検討・取組状況

## 明石市住民投票条例

### お知らせ

平成27年第3回定例会12月議会に「[明石市住民投票条例案](#)」(PDF:108KB)を提案しましたが、住民投票の発議要件である署名数の割合を6分の1以上としたこと(住民投票条例検討委員会の答申は8分の1以上)、投票資格者に定住外国人を含めたこと、署名収集に際して押印を不要としたことに反対する意見が相次ぎ、条例案に賛成する議員はおらず、12月22日の本会議裁決で起立ゼロにより、条例案は否決されました。

### 住民投票条例とは

平成22年4月に施行された[明石市自治基本条例](#)において、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、投票によって直接住民の皆さまの意思を確認し、その結果を市政に反映させる住民投票制度を導入することが定められています。

ここでいう住民投票制度とは、一定の要件を満たして、住民の皆さまが市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、議会に諮ることなく、住民投票を実施しなければならないという、いわゆる「常設型」の制度です。

そこで明石市では現在、住民投票制度の条例化に向けた取組みを進めています。

### これまでの経緯

#### 平成24年度取組み

- [住民投票制度の条例化についての意見募集\(パブリックコメント\)](#)を行いました。  
(平成25年1月7日～2月6日実施)

- [住民投票制度の条例化フォーラムを開催しました。\(平成 25 年 2 月 11 日開催\)](#)

#### 平成 25 年度の取組み

- [明石市住民投票条例検討委員会を設置し、住民投票条例の検討を始めました。\(平成 25 年 8 月 22 日設置\)](#)
- [住民投票条例フォーラム\(中間まとめ報告\)を開催しました。\(平成 26 年 2 月 23 日開催\)](#)
- [\(仮称\)明石市住民投票条例の論点について\(中間まとめ\)に関する意見募集\(パブリックコメント\)を行いました。\(平成 26 年 2 月 1 日～3 月 2 日実施\)](#)

#### 平成 26 年度の取組み

- [明石市住民投票条例検討委員会から答申書が提出されました。\(平成 26 年 10 月 10 日提出\)](#)
- [平成 26 年第 2 回定例会 12 月議会総務常任委員会に答申書の内容を報告しました。\(平成 26 年 12 月 11 日報告\)](#)

#### 平成 27 年度の取組み

- 答申書の内容を踏まえ、[「明石市住民投票条例素案」\(PDF:112KB\)](#)を作成し、[平成 27 年第 3 回定例会 9 月議会総務常任委員会に条例素案を報告しました。\(平成 27 年 9 月 18 日報告\)](#)
- [「明石市住民投票条例素案」に関する意見募集\(パブリックコメント\)を行いました。\(平成 27 年 10 月 1 日～31 日実施\)](#)
- [平成 27 年第 3 回定例会 12 月議会に「明石市住民投票条例案」\(PDF:108KB\)](#)を提案しましたが、住民投票の発議要件である署名数の割合を 6 分の 1 以上としたこと(住民投票条例検討委員会の答申は 8 分の 1 以上)、投票資格者に定住外国人を含めたこと、署名収集に際して押印を不要としたことに反対する意見が相次ぎ、条例案に賛成する議員はおらず、12 月 22 日の本会議採決で議長を除く議員 29 人中 27 人が反対(1 人退席、1 人欠席)し、条例案は否決されました。

## 住民投票制度の種類と直接請求制度について

### 1. 自治基本条例に定める住民投票制度の種類

住民投票制度とは、住民が、自治体の重要な問題についての賛否の意見を、投票により直接表明するしくみをいいます。

この住民投票制度は、大きくは①常設型住民投票制度と②個別型住民投票制度に分けることができます。

#### ①常設型住民投票制度

住民投票の実施に必要な要件および手続をあらかじめ条例（住民投票条例）で定めおくものです。

（例）明石市自治基本条例

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

#### ②個別型住民投票制度

個別の案件ごとに住民投票の実施に必要な要件および手続を条例で定めるものです。

（例）帯広市まちづくり条例

第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

#### ※備考

いわゆる「自治基本条例」と呼ばれる条例を制定している自治体は全国で314あります（平成26年4月時点）。そのうち274自治体が住民投票制度について定めているところ、①常設型住民投票制度を定めている自治体が57、②個別型住民投票制度を定めている自治体が217となっています。

## 2. 地方自治法に定める直接請求制度

自治体の議会の議員および長の選挙権を有する人たちが、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、自治体の長に対して、条例の制定又は改廃の請求をすることができる制度をいいます。

### ○地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。